

令和6年度沼津市立病院人員配置適正化に係る調査・分析業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が標記業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務の趣旨及び目的

本業務は、現状の業務状況や患者数の推移等を基に、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要及び静岡県地域医療構想における駿東田方保険医療圏の病床需要、当院の担うべき役割・機能等を踏まえ、看護部門（主に外来）における人員配置の適正化を図るための指標の確立を行うことを目的とする。

2 業務内容

（1）現状分析

現状の人員配置や業務実態の調査・分析を行う。併せて課題の抽出を行う。

必要に応じ、職員に対するヒアリング・アンケート等を実施し、業務状況を把握する。なお、ヒアリング・アンケート等の実施に際しては、事前説明を行うなど、十分な配慮を行うこと。

（2）適正人員数及び配置提案

現状の課題や今後の社会情勢、患者数の推移などを踏まえ、望ましい診療体制、部門編成、人員配置及び勤務形態等に係る提案を行う。また、働き方・休み方の改善を図る勤務環境改善の提案を併せて行う。

（3）打合せ・協議・報告

業務を効率的・効果的に進めるため、当院関係部署と打合せ・協議・報告を適宜行う。また、業務完了前には報告会を実施すること。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託価格の限度額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 成果品等

- (1) 委託業務完了届出書 1 部
- (2) 業務報告書（提案書） 1 部及びPDFデータ

実施業務の経過に係る報告及び提案を取りまとめたものを提出すること。

6 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、沼津市業務委託契約約款第 6 条（著作権の譲渡等）に定めるとおり執り行うものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、また請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当院に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、当院及び受託者が協議の上、定めるものとする。